

警察庁訓令第〃〃号

警察庁組織令の一部を改正する政令等の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成13年3月30日

警察庁長官 田中 節夫

警察庁組織令の一部を改正する政令等の施行に伴う関係警察庁訓令の整備に関する訓令

(警察庁の職員の任用に関する訓令の一部改正)

第1条 警察庁の職員の任用に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の表管区警察局長の項中「にあつては課長」の次に「(課長に相当する職を含む。)」を加え、同表北海道警察通信部長の項中「にあつては課長」の次に「(課長に相当する職を含む。)」を加える。

(警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令の一部改正)

第2条 警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「人事」を「監察」に改める。

(警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令の一部改正)

第3条 警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令(昭和30年警察庁訓令第20号)の一部を次のように改正する。

別表警察庁内部部局の項中「課長」の次に「及び国家公安委員会事務官」を加え、同表警察大学校の項を次のように改める。

警 察 大 学 校	教 務 部 長
-----------	---------

(警察庁の内部組織の細目に関する訓令の一部改正)

第4条 警察庁の内部組織の細目に関する訓令(昭和32年警察庁訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は指導官」を「、指導官又は技術指導官」に改め、同条第2項及び第3項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の1項を加える。

5 技術指導官は、命を受け、専ら、課の所掌事務に係る事項についての技術的な指導を行う。

第8条の次に次の1条を加える。

(補佐官等)

第8条の2 長官官房国家公安委員会会務官（以下「会務官」という。）に、理事官、補佐官及び係を置く。

2 理事官は、命を受け、会務官の所掌事務のうち重要事項に係るものについての企画及び立案に参画し、並びに関係事務を総括整理する。

3 補佐官は、会務官の指揮監督を受け、会務官の職務執行について会務官を補佐する。

4 係の名称及び分掌事務の範囲については、第1条第3項の例による。

第9条第1項中「、情報官」を削り、「、通信現業管理官又は通信運用官」を「又は通信現業管理官」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「および」を「及び」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を削り、同条第8号中「、情報官」を削り、「、通信現業管理官又は通信運用官」を「及び通信現業管理官」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「、情報官」を削り、同項を同条第7項とする。

(警察庁における公印に関する訓令の一部改正)

第5条 警察庁における公印に関する訓令（昭和32年警察庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1官印の項中 「

警察庁長官官房給与厚生課長	警察庁長官官房給
---------------	----------

」

「

与厚生課長之印
---------

」を 「

警察庁長官官房給与厚生課長	警察庁長
警察庁長官官房国家公安委員会会務官	警察庁長

」

「

官官房給与厚生課長之印
官官房国家公安委員会会務官之印

」に改める。

(警察庁職員の勤務評定の実施に関する訓令の一部改正)

第6条 警察庁職員の勤務評定の実施に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第1号）の一

部を次のように改正する。

別紙第1管区警察局の項中「監察官」を「首席監察官」に、「鑑定官、保安事件捜査指導官」を「監察官、指導官、鑑定官」に改め、「情報官及び」を削り、「総務部長」を「総務監察部長又は総務部長」に改め、別紙第1中注4を注6とし、注3を注5とし、別紙第1注2中「総務部長」を「総務監察部長、総務部長」に改め、同注を注4とし、同注の前に注3として次のように加える。

3 管区警察局府県通信部、東京都警察通信部及び北海道警察通信部中課長には、通信技術指導官を含む。

別紙第1中注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 内部部局中課長には、国家公安委員会会務官を含む。

（警察庁文書決裁規程の一部改正）

第7条 警察庁文書決裁規程（昭和34年警察庁訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「課長」の次に「（課長に準ずる職を含む。以下同じ。）」を加える。

第11条中第4号中「保管」を「保存」に改める。

第12条の2の次に次の1条を加える。

（国家公安委員会会務官の専決事項）

第12条の3 長官官房国家公安委員会会務官の所掌事務のうち、国家公安委員会の保有する資料の整理及び保存に関する事項で軽易なものについては、長官官房国家公安委員会会務官は、専決することができる。

（警察庁物品管理取扱細則の一部改正）

第8条 警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第48条中「総務部長」を「総務監察部長（関東管区警察局にあつては、総務部長）」に、「および」を「及び」に改める。

第52条中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「総務部長」を「総務監察部長（関東管区警察局にあつては、総務部長）」に改める。

別表第1及び別表第10中「管区警察局総務部長」を「管区警察局総務監察部長（関東管区警察局にあつては、総務部長）」に改める。

(警察電話要則の一部改正)

第9条 警察電話要則(昭和42年警察庁訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「情報通信運用課現業所」を「機動通信課現業所」に改める。

第34条第1項中「情報通信運用課長」を「機動通信課長」に改める。

(警察庁公務員宿舍の管理に関する訓令の一部改正)

第10条 警察庁公務員宿舍の管理に関する訓令(昭和42年警察庁訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「および」を「及び」に、「管区警察局長総務部長」を「管区警察局長総務監察部長(関東管区警察局にあつては総務部長)」に改める。

(出勤時における警察通信職員の服制及び服装に関する訓令の一部改正)

第11条 出勤時における警察通信職員の服制及び服装に関する訓令(昭和57年警察庁訓令第9号)の一部を次のように改正する。

附表(3)の項中「調査官」を「技術指導官」に改め、「情報通信部等の課長」の次に「及び通信技術指導官」を加え、「、支部長及び所長」を「及び支部長」に改め、同表(4)の項中「情報通信部等の課長」の次に「、通信技術指導官」を加え、「府県通信部等の課長」の次に「、通信技術指導官」を加え、同表(5)の項中「、機動通信指導専門官及び現業管理官補佐」を「及び機動通信指導専門官」に改め、同表(6)の項中「及び運用長」及び「、運用長及び中継所長」を削る。

(警察庁会計事務取扱細則の一部改正)

第12条 警察庁会計事務取扱細則(昭和59年警察庁訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「管区警察局長総務部長」を「管区警察局長総務監察部長(関東管区警察局にあつては、総務部長)」に改める。

別表第1管区警察局長の項、別表第2管区警察局長の項及び別表第4管区警察局長の項中「総務部長」を「総務監察部長(関東管区警察局にあつては、総務部長)」に、「総務部会計課長」を「総務監察部会計課長(関東管区警察局にあつては、総務部会計課長)」に改め、別表第5管区警察局長の項中「総務部会計課長」を「総務監察部会計課長(関東管区警察局にあつては、総務部会計課長)」に、「総務部会計課調査官」を「総務監察部会計課調査官(関東管区警察局にあつては、総務部会計課調査官)」に

、別表第7その1管区警察局の項、別表第7その3管区警察局の項及び別表第8管区警察局の項中「総務部会計課長」を「総務監察部会計課長（関東管区警察局にあつては、総務部会計課長）」に改める。

（機動警察通信隊運営要則の一部改正）

第13条 機動警察通信隊運営要則（平成6年警察庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「通信運用課長」を「機動通信課長（東京都警察通信部にあつては機動通信第一課長）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、機動警察通信隊の編成に関し必要な事項は、情報通信局長が定める。

第5条第4項及び別表を削る。

（警察庁職員に係る技能指導官に関する訓令の一部改正）

第14条 警察庁職員に係る技能指導官に関する訓令（平成7年警察庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「総務部長（）」を「総務監察部長（関東管区警察局にあつては総務部長とし、）」に、「通信庶務課長」を「通信庶務課長とする。」に改め、「各課長」の次に「及び通信技術指導官」を加える。

（警察文書電送システム運営要則の一部改正）

第15条 警察文書電送システム運営要則（平成13年警察庁訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「情報通信運用課長」を「機動通信課長」に改め、同条第3号中「通信運用課長」を「機動通信第二課長」に改め、同項第4号、第5号及び第6号中「通信運用課長」を「機動通信課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。